

## 「浦河町 With コロナ・事業者応援補助金」FAQ

### 「新しい生活様式」導入支援事業／広告宣伝活動支援事業 共通

**Q.** どのような人が申請者となれますか？

**A.** 補助金の交付を受けることができる人は町内に本店を有する方です。  
お客様への感染予防対策を前提としているため、「新しい生活様式導入支援事業」についてはお客様と接する店舗や販売所、事業所などがあり、そこに導入する備品や改修工事などが対象になります。

**Q.** 申請は何度でもできますか？

**A.** 申請は1事業者1事業につき1回限りです。  
「新しい生活様式導入支援事業」と「広告宣伝活動支援事業」をそれぞれ1度ずつ申請することができます。

**Q.** 補助上限額以内だったら何度でも申請できますか？

(例：「新しい生活様式導入支援事業」の補助上限額200万のうち、150万円が交付された。その後新しく設備を導入した場合、残りの50万円について申請したら交付対象になるか。)

**A.** 申請は1回限りですので対象になりません。  
すべての取組をまとめて1回で申請されるようお願いいたします。

**Q.** 1度の申請で複数機器を購入したり、広告を何回出しても対象になりますか？

**A.** 対象になります。  
(例1) パーテーション5台設置+空気清浄機3台導入+消毒液50本購入  
(例2) チラシの作成・折込み×2回+新聞への広告掲載3回  
など、自由に組み合わせて活用してください。

Q.

いつまでに申請すれば良いですか？

A.

令和2年12月31日までに購入・納品・領収を済ませ、1月29日までに申請してください。

Q.

複数店舗を経営していますが店舗ごとに対象になりますか？

A.

申請は1事業者につき1回限りです。  
同一事業者が複数の店舗で実施したものをまとめて申請することは可能です。

Q.

これから創業する予定ですが対象になりますか？

A.

令和2年3月31日以前から町内で事業をしている方が対象になります。  
これから創業される方は「うらかわ創業支援補助金」をご活用ください。

Q.

これから補助対象になるものを購入予定ですが、事前に補助金をもらうことはできますか？

A.

申請には領収書や実績がわかる資料を添付いただくこととしています。  
購入前の交付はできませんのでご理解ください。

Q.

補助対象のものについてインターネット通信販売で購入したので領収書が発行されません。どうしたら良いですか？

A.

支払ったことがわかる通帳の写しなどをご提出ください。

Q.

●●は対象になりますか？

A.

補助の対象になるものについてはリーフレットをご参照のほか、記載されていないものについてはお手数ですがご相談ください。

Q.

補助額の計算の基礎となる経費は税込みですか税抜きですか？

A.

消費税込みの経費が対象になります。

**Q.** 補助金は1円単位で交付されますか？

**A.** 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

### 「新しい生活様式導入支援事業」について

**Q.** 新しい生活様式とはなんですか？

**A.** 令和2年5月4日に厚生労働省から示されている、新型コロナウイルス感染症を想定し、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話の対策をこれまで以上に取り入れた新しい生活様式のことです。

**Q.** 補助の上限額と下限額について詳しく教えてください

**A.** 事業にかかった経費の内、3/4を町が補助し1/4が自己負担となります。補助上限額は200万円、補助下限額は10万円なので、133,500円以上の経費がかかった事業が補助の対象となります。

(例1) 事業に係った経費が10万円だった

⇒補助率3/4で計算すると7万5千円になります。

補助下限額の10万円に達していないので補助の対象になりません。

(例2) 事業に係った経費が100万円だった

⇒3/4の75万円を町が補助し、1/4の25万円が自己負担となります。

(例3) 事業に係った経費が1,000万円だった

⇒補助率3/4で計算すると750万円になります。

補助上限額が200万円なので、町が200万円補助し差額の800万円が自己負担となります。

**Q.** すでに購入したものについて対象になりますか？

**A.** 令和2年4月1日以降に購入したものから対象になります。ただし、購入した商品の領収証が必要になりますのでご注意ください。

**Q.** 機器をリースした場合も対象になりますか？

**A.** リースのような賃貸借契約の場合は対象外となります。

**Q.** 消毒液などをまとめて購入したいのですがどれ位の量まで対象になりますか？

**A.** おおむね購入後1年以内に使用可能な量を対象とします。

**Q.** 自宅の居住部分の一部で事業を行っている場合は対象になりますか？

**A.** 自宅等居住部分の一部がお客様と接して営業している場所であれば対象になります。

一人で作業している事業所や、明らかに個人的な使用とみなされるものは対象になりません。

施設内の写真や現地を確認するなど判断させていただく場合があります。

**Q.** 出張サービスを行っているので店舗がありません。対象になりますか？

**A.** 新型コロナウイルス感染症対策としてお客様への感染防止を図ることを前提としているため、店舗に設置することを前提としている空気清浄機等は対象になりません。

ただし、お客様と接する際に必要なマスクなどの衛生用品は対象になります。

**Q.** 浦河町に本店がありますが、町外の支店で設備を導入した場合は対象になりますか？

**A.** 町内での感染防止を図ることを前提としているため、町外の支店は対象になりません。

**Q.** ヒーターや加湿器は対象になりますか？

**A.** 対象になりませんが空気清浄機能付きヒーターや加湿器は対象になります。

## 「広告宣伝活動支援事業」について

**Q.** どのような広告が対象となるのですか？

**A.** 店舗の情報、販売セールやイベント開催の告知など、店舗のPRを目的としたものであればすべて対象となります。

**Q.** すでに実施したものについては対象になりますか？

**A.** 令和2年8月1日以降に行ったものが対象になります。

**Q.** 対象外となる経費はどのようなものですか？

**A.** パソコンやプリンタなどの備品や人件費は対象外です。  
ただし、ホームページの作成に必要なソフトや自分でチラシを作成するために必要なインク、用紙などの消耗品は補助の対象となります。

**Q.** 補助上限額の20万円に満たない場合はどうなりますか？

**A.** 経費の2/3が補助されます。

(例1) 事業に係った経費が15万円だった

⇒2/3の10万円を町が補助し、1/3の5万円が自己負担となります。

(例2) 事業に係った経費が35万円だった

⇒補助率2/3で計算すると233,333円になります。

1,000円未満は切り捨てられるので233,000円が補助額となりますが補助上限額が20万円なので、町が20万円補助し、差額の15万円が自己負担となります。

**Q.** スタッフ募集の広告は対象になりますか？

**A.** この補助金は販売促進になるような店舗のPRを目的としているので社員募集の広告は対象外ですが、同じ広告の中に店舗のPRが含まれている場合は対象になります。